# 国会事項

## 衆議院

**質問書提出**

七月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

防災集団移転促進事業による宅地買取りのための抵当権の抹消に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

**答弁書受領**

七月三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員服部良一提出原子力基本法改正等において「我が国の安全保障に資する」との文言が追加されたことに関する質問に対する答弁書（第一六一号）

衆議院議員浅野貴博提出ロシア首相の択捉訪問に係る報道に関する質問に対する答弁書（第一六二号）

## 参議院

**質問主意書提出**

七月三日議員から次の質問主意書が提出された。

伝統ある国産麦栽培を守るためのカラスムギによる雑草害対策の強化に関する質問主意書（秋野公造提出）（第一七三号）

法務省で検討している死刑の執行方法に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一七四号）

**答弁書受領**

七月三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員佐藤正久提出特別職国家公務員に関する罰則規定に関する質問に対する答弁書（第一六一号）

参議院議員川田龍平提出放射性物質を含んだ土壌等の除染事業に関する質問に対する答弁書（第一六二号）

# 人事異動

## 法務省

（東京地方検察庁検事兼法務総合研究所総務企画部付兼法務総合研究所教官）検事兼法務教官　田代　政弘

辞職を承認する（六月二十七日）

## 外務省

（シリア国駐箚）特命全権大使　鈴木　敏郎

シリア国駐箚を免ずる

臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる（査察担当、中東・北アフリカ諸国における改革その他の諸情勢担当）

（カメルーン国兼中央アフリカ国駐箚）同　新井　勉

兼ねてチャド国駐箚を命ずる（以上六月二十九日）

（在サンパウロ日本国総領事館総領事）外務事務官　大部　一秋

大臣官房に転任させる（七月一日）

## 財務省

（株式会社国際協力銀行ロンドン上席駐在員）　松重　友啓

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる（近畿財務局理財部次長）財務事務官　澤田　耕作

兼ねて近畿財務局金融商品取引所監理官を命ずる（九州財務局長）同　亀水　晋

兼ねて九州財務局総務部長事務取扱を命ずる

兼ねて九州財務局管財部長事務取扱を命ずる（東京税関東京外郵出張所次長）同　細野　浩一

兼ねて東京税関東京外郵出張所長心得を命ずる（関東財務局理財部検査監理官）同　平林　清晴

金融庁に出向させる（大臣官房会計課管理室長）同　中村　敏彦

（関税局関税課税関調査室長）同　福田　浩昌

（国際局調査課外国為替室長）同　和家　泰彦

（会計センター管理運用部長）同　上杉　敏彦

（東京税関成田航空貨物出張所次長）同　神例　高章

（東京税関東京外郵出張所長）同　栗原　藤富

願により本官を免ずる（各通）

（四国財務局理財部次長）同　笹本　純雄

（札幌国税不服審判所長）同　野田　敏幸

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる（各通）

（九州財務局総務部長兼九州財務局管財部長）同　小柳　健

大臣官房付を命ずる

願により本官を免ずる

九州財務局管財部長兼務を免ずる

（近畿財務局金融商品取引所監理官）同　木村　毅

関東財務局総務部部付を命ずる

願により本官を免ずる

（理財局国有財産業務課特定国有財産整備室長）同　白川　朋道

任期満了により退職（以上六月三十日）

## 海上保安庁

（総務部政務課企画官）海上保安官　鍬本　浩司

辞職を承認する（六月三十日）

（国土交通省大臣官房人事課付）国土交通事務官　江原一太朗

海上保安官（総務部政務課企画官）に転任させる

二等海上保安監を命ずる

（呉海上保安部長）海上保安官　前田　基幸

辞職を承認する

（第四管区海上保安本部総務部長）同　福谷　幸資

呉海上保安部長に転任させる

呉港長を命ずる

（宮城海上保安部次長）同　清水　昌幸

第四管区海上保安本部総務部長に昇任させる

二等海上保安監を命ずる（以上七月一日）

# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、七月四日アメリカ合衆国の独立記念日につき、同月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 官庁事項

**旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知**

平成二十四年七月五日

外務大臣　玄葉光一郎

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十四年八月八日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　名　桑原　勝彦

生年月日　昭和四十三年四月二十七日

旅券申請上の住所　新潟県新発田市中曽根町

二、返納すべき旅券

旅券番号　ＭＳ四一六九三八五

発行年月日　二〇〇八年九月九日

旅券名義人　桑原　勝彦

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、京都簡易裁判所から商標法違反の罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨、警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。